横浜市　令和７年度　乳幼児等通園支援事業

理由を問わず月10時間まで
幼稚園・保育所等を利用できます

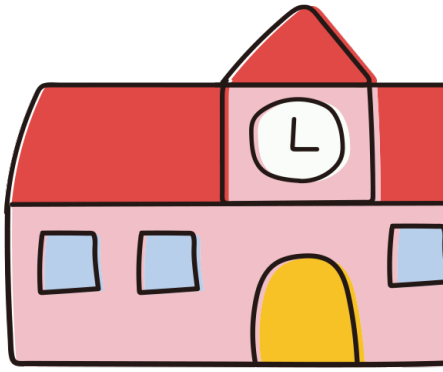

こども誰でも通園制度

「こども誰でも通園制度」は、令和８年度に全国一律で実施が予定されており、０歳６か月から満３歳未満のお子さんが一定時間、幼稚園や保育所等を利用できる事業です。

対象者

下記すべてに該当するこども

① 横浜市内在住
② ０歳6か月～満３歳未満
③ 幼稚園・保育所等に
在籍していない

利用時間

1人当たり
月10時間まで

利用料金

１時間 300円

※給食やおやつ等がある場合は
別途料金がかかります
※生活保護世帯や市民税非課税世帯等、
世帯の状況により減免制度があります

利用方法

① 利用したい施設に
直接利用申し込み
② 事前面談
③ 利用予約
④ 利用開始

※原則、利用は１園のみです

事業の詳細･実施施設一覧はこちら

横浜市こども青少年局
保育･教育運営課
☎ 045-671-3564
✉ kd-daretsuen@city.yokohama.lg.jp